

産業廃棄物処理施設設置許可申請書及び変更許可申請書に係る添付書類一覧表

書類及び図面	最終 処分場	焼却施設、 P C B処理 施設、 廃水銀等の 硫化施設	縦覧等を 要しない 施設
1 位置、構造等の設置に関する計画（構造基準の対応について記載した書類）	○	○	○
（施設の構造を明らかにする書類及び図面）	○	○	○
（１）平面図	○	○	○
・事業場全体図面 （施設の設置場所、保管施設、建物の位置を記載すること）		○	○
（２）立面図	○	○	○
（３）断面図（縦断面図及び横断面図）	○		
（４）構造図	○	○	○
・保管施設の構造図、処分前後の保管計画書		○	○
（５）設計計算書	○	○	○
・求積図	○		
（６）排ガス及び排水の処理系統図	○	○	○
2 維持管理に関する計画（維持管理基準の対応について記載した書類）	○	○	○
3 災害防止のための計画	○		
4 埋立処分の計画	○		
5 周辺の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面	○		
6 処理工程図		○	○
7 事業場付近の見取図	○	○	○
8 生活環境影響調査書 （必要に応じて ・周辺の土地利用状況 ・付近の利水状況 ・浸出液の放流先の水質及び地下水の水質の試験結果 などを含む）	○	○	○
9 施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類	○	○	○
10 施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類	○	○	○
11 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費の内訳、売上（又は製造等）原価の内訳を含む。）、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納税証明書（その1）	○	○	○
12 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における確定申告書の写し（別表1、別表4）及び確定申告書の添付書類の写し（勘定科目内訳明細書のうち買掛金（未払金・未払費用）の内訳書、役員報酬手当等及び人件費の内訳書）（※1）	○	○	○
13 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納税証明書	○	○	○
14 申請者が個人である場合には、直前3年の確定申告書の写し（第1表）及び確定申告書の添付書類の写し（青色申告決算書（貸借対照表、損益計算書）又は収支内訳書）（※1）	○	○	○
15 金融機関の預金の残高証明書、融資証明書等の資金を確保することができることを証する書類	○	○	○

16 今後5年間の事業に係る収支計画に基づいて中小企業診断士又は公認会計士が作成した経営診断書(申請者の直前の事業年度において経常利益金額等(経常利益の金額に減価償却費の額を加えたもの)が0以上であり、かつ、自己資本比率が1割以上である場合その他知事が定める場合にあつては、添付を要しない)	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ
17 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書(※2)(定款、寄附行為は原本証明をすること)	○	○	○
18 申請者が個人である場合には、住民票の写し(※3)	○	○	○
19 申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面	○	○	○
20 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し(※3)及び法定代理人の資格を証明する書類	○	○	○
21 申請者が法人である場合には、法第14条第5項第2号ニに規定する役員の住民票の写し(※3)	○	○	○
22 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し(※3)(これらの者が法人である場合には、登記事項証明書(※2))	○	○	○
23 申請者に令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その住民票の写し(※3)、その者が、法人の登記事項証明書で登記されていない支店、事業場等の代表者である場合は政令使用人に該当する旨の証明書	○	○	○
24 (1)申請者が個人である場合 申請者、法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者の法定代理人及び政令使用人に係る申立書(※4) (2)申請者が法人である場合 法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者の法定代理人、同号ニに規定する役員、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者及び政令使用人に係る申立書(※4)	○	○	○
25 土地の登記事項証明書(申請者が所有権を有しない場合は、土地を使用する権限を証する書類)、公図(事業場の範囲、施設、保管施設の位置を記載すること)、隣接する土地の登記事項要約書(公道等を挟んでいる土地は不用)、施設及び保管施設に係る建物の登記事項証明書(申請者が所有権を有しない場合は、建物を使用する権限を証する書類)	○	○	○
26 土地の所有者及び隣接する土地の所有者等の承諾書(最終処分場にあつては排水を直接放流する水路等の管理者(国又は地方公共団体の長が管理者である場合を除く。)、当該地域を管轄する市町村長が地域の実情に応じ必要とする者を含む。)	○	○	○
27 他法令チェック票、他法令により規制を受ける場合は、関係法令の許可書等の写し	○	○	○

※1…修正申告を行っている場合は申告書及び修正申告書の両方を添付すること。所得税の申告書についてはマイナンバーが記載されている部分は黒塗り等で消した上でコピーすること。

※2…履歴事項全部証明書

※3…本籍(外国人にあつては国籍)の記載のあるものに限るものとする。マイナンバーの記載のないものとする。

※4…欠格条項に該当するおそれがあるとして、審査に必要な書類の提出を求められた場合、精神の機能の障害に関する医師の診断書を提出してください。

(注1)住民票の写し、納税証明書、登記事項証明書等は、3ヶ月以内に発行されたものであること。

(注2) 1 設置許可

12、14～16、25～27については、産業廃棄物適正指導要綱、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則により必要とする書類である。

2 変更許可

基本的には設置許可の例による。ただし、施設に係る書類、図面等については、変更内容がわかるように変更前後の書類、図面等を添付すること。

3 申請にあつては、一覧表の添付書類を基本とし、必要に応じて詳細な書類、図面等を添付すること。